

北海道学生研究会SCAN規約

第1章 総則

第1条（名称）

本団体は、北海道学生研究会SCANと称す。

第2条（所在）

本団体の所在は、釧路公立大学とする。なお、所在の変更は、運営顧問の変更の際に適宜行うものとする。

第3条（目的）

本団体は、学生・企業・住民が、協力し合い地域の問題に向き合っていくそのきっかけ作りとそれらを結びつける媒体となることを目的とする。

第4条（会員）

会員とは、第3条の目的に賛同し、入会した学生・教員をいう。

第5条（運営委員）

運営委員とは、会員の有志により本団体の活動を運営する学生をいう。

第6条（顧問）

本団体には、運営顧問を設置しなければならない。運営顧問は適宜、指導教員の中から決定される。

第7条（入会）

入会は、第3条の目的に賛同し、本団体主催の合同研究会へ参加する団体に認める。

第8条（活動）

第3条の目的を達成するために次の活動を行うものとする。

- 1項) 合同研究会やインターカレッジフォーラムの開催。
- 2項) 地域開催のイベント参加。
- 3項) その他目的に沿った活動の参加、開催。

第9条（部門）

本団体は、以下のとおりに運営委員によって構成される部門を設ける。

- 企画運営部門
- 広報部門
- 渉外部門

その他、必要に応じて部門を設けることができる。

第10条（部門職務）

- 企画運営部門は、第7条の活動の企画運営職務を執行をする。
- 広報部門は、本団体の広報職務の執行をする。
- 渉外部門は、本団体の渉外職務の執行をする。

第2章 役員

第11条（役員の種別及び定数）

本団体には、次の役員を置く。

- 代表（1名）
- 副代表（若干名）
- 会計（若干名）
- 部門代表（各若干名）

第12条（職務・任期）

役員の任務は、次の通りで、その任期は1年とする。

- 代表は、本団体の業務を統括する。
- 副代表は、代表を補佐し、必要な場合、代表に代わり業務を処理する。
- 会計は、本団体の運営に関する資金を管理・支出する。
- 部門代表は、本団体に設けられた部門を統括する。

第13条（役員の選出）

役員の選出は、次の方法による。

- 代表は、総会で選出する。
- 副代表は、代表が任命する。
- 会計は、代表が任命する。
- 部門代表は、代表が任命する。

第14条（役員の再選出）

役員が任期満了前に辞任した場合、以下の方法で再選出される。

また、補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

1項) 代表が任期満了前に辞任した場合、副代表から新たに代表を任命し、運営委員による臨時会議によって承認される。また、副代表が欠員の場合、運営顧問が会員から任命する。

2項) 副代表、会計、部門代表に欠員が生じた場合、代表が補充役員を任命する。

なお、すでに1名以上いる場合には再選出を行わない。

第3章 会議

第15条（会議の種別）

本団体には、次の会議を置く。

- 総会
- 臨時総会

第16条（会議の構成）

会議は、会員をもって構成する。

第17条（会議の事務局）

事務局は、会議の際に会員の有志で構成され、設置・運営される。

第18条（会議の機能）

総会は、会員の意思を反映させるために年1回開かれ、次の議決・承認を行う。

- 規約の変更
- 代表の選出・承認
- その他必要事項

臨時総会は、役員・運営委員を合わせた人員の過半数以上が必要であると認められた時に開催することができる。

第19条（会議の議決権）

会議の議決権については、別途定める。

第20条（会議の開催）

会議は、議決権を持った会員の過半数以上の出席に基づき開催される。ただし、当該事項について、予め書面を持って意思表示したものは出席とみなす。

第21条（会議の決議）

会議での決議は、出席者の過半数をもって議決される。

第4章 附則

1 本規約は、平成26年6月7日より施行する。

2 本規約は、平成26年12月13日より施行する。